



議題 1

報道機関 各位

記者発表資料

令和元年9月30日(月)

問い合わせ先：指導2課

課長：吉田

担当：津田、六沢

電話：829-1668

内線：4067

「さいたま市スクールロイヤー活用事業」 ～スクールロイヤーが学校を支援します～

この度、さいたま市教育委員会では、文部科学省の「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究事業」の委託を受け、「さいたま市スクールロイヤー活用事業」を開始いたしました。

いじめなどの諸課題への対応方法について、学校が弁護士から直接的なアドバイスを受けることで、問題の未然防止や早期解決を図ります。

記

1 文部科学省の調査研究事業の目的

法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめの予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施する。

2 「さいたま市スクールロイヤー活用事業」の内容

行政区ごとに担当のスクールロイヤーを配置し、学校がいつでも相談できるとともに、継続的に助言を受けられる体制を整備します。

(1) いじめの予防教育

スクールロイヤーが、児童生徒に特別講義を行い、いじめについての理解を深め、いじめをなくすためにどのような行動をとるべきかについて直接指導します。

(2) 教職員向けの研修会

スクールロイヤーが、教職員向けの研修会を行い、いじめ等の学校で起こるさまざまな問題に教職員がどのようにかかわるべきかについて直接講義します。

(3) 学校における法的相談

スクールロイヤーが、行政区ごとに学校を担当し、学校がいじめ問題等への対応に困った場合、校長等に直接的な側面からの助言を行います。

(4) リーガルチェック

スクールロイヤーが、学校の様々な対応が法的に適切であるかどうかを、直接学校を訪問して法律に照らし合わせて確認します。

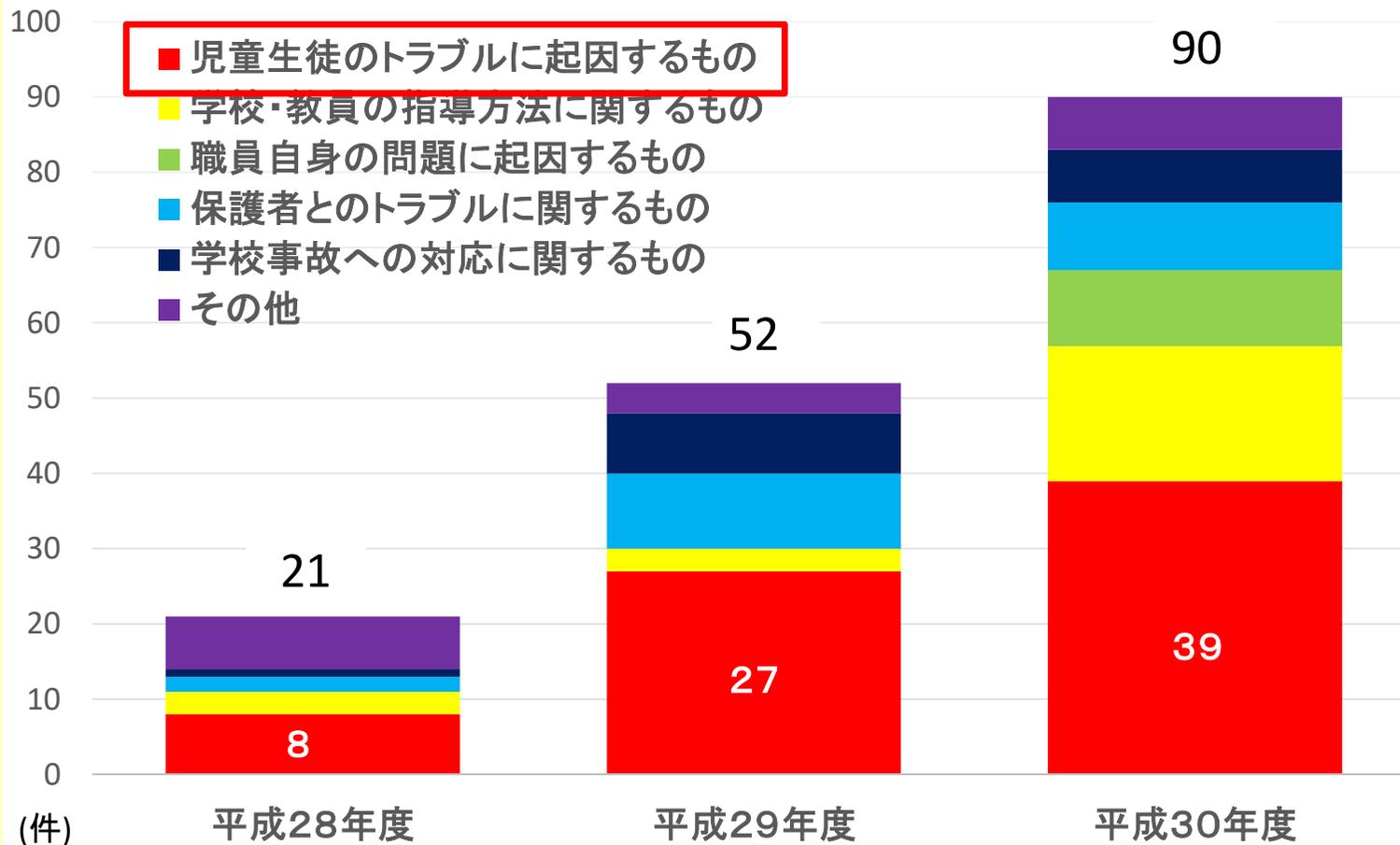
さいたま市 スクールロイヤー活用事業



～スクールロイヤーが学校を支援します～

スクールロイヤー導入の背景

本市における「学校相談支援チーム」の弁護士への相談件数



目 的

いじめをはじめとする学校現場における問題への対応方法について、学校が弁護士から直接的なアドバイスを受けることで、問題の未然防止や早期解決を図ることが目的です。

さいたま市スクールロイヤー活用事業

活用① いじめの予防教育

活用② 教職員向けの研修会

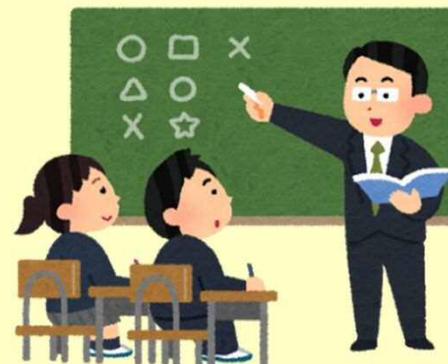
活用③ 学校における法的相談

活用④ リーガルチェック

活用① いじめの予防教育



弁護士



児童生徒

スクールロイヤーが、児童生徒に向けて、いじめについての理解を深め、いじめをなくすためにどのような行動をとるべきかについて、法的な側面からいじめの未然防止のための特別講義を行います。

活用② 教職員向けの研修会



弁護士

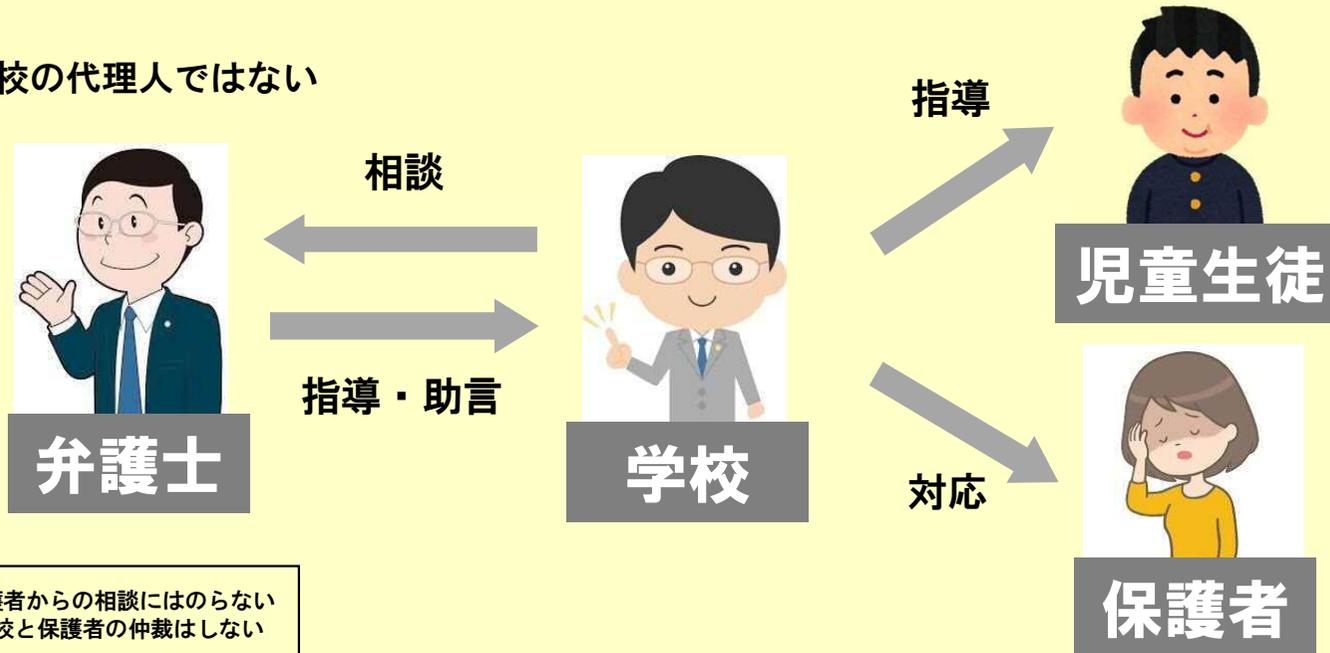


教職員

スクールロイヤーが管理職や生徒指導主任等を対象とした研修会に参加し、いじめの問題への教職員の適切な対応や、学校における法的責任等について、直接講義を行います。

活用③ 学校における法的相談

学校の代理人ではない



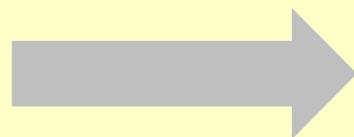
保護者からの相談にはならない
学校と保護者の仲裁はしない

学校がいじめ問題等への対応に困った場合、スクールロイヤーに対応方法についての相談を行います。スクールロイヤーは、法律に照らし合わせてどのように対応すべきか学校へアドバイスをします。

活用④ リーガルチェック



弁護士



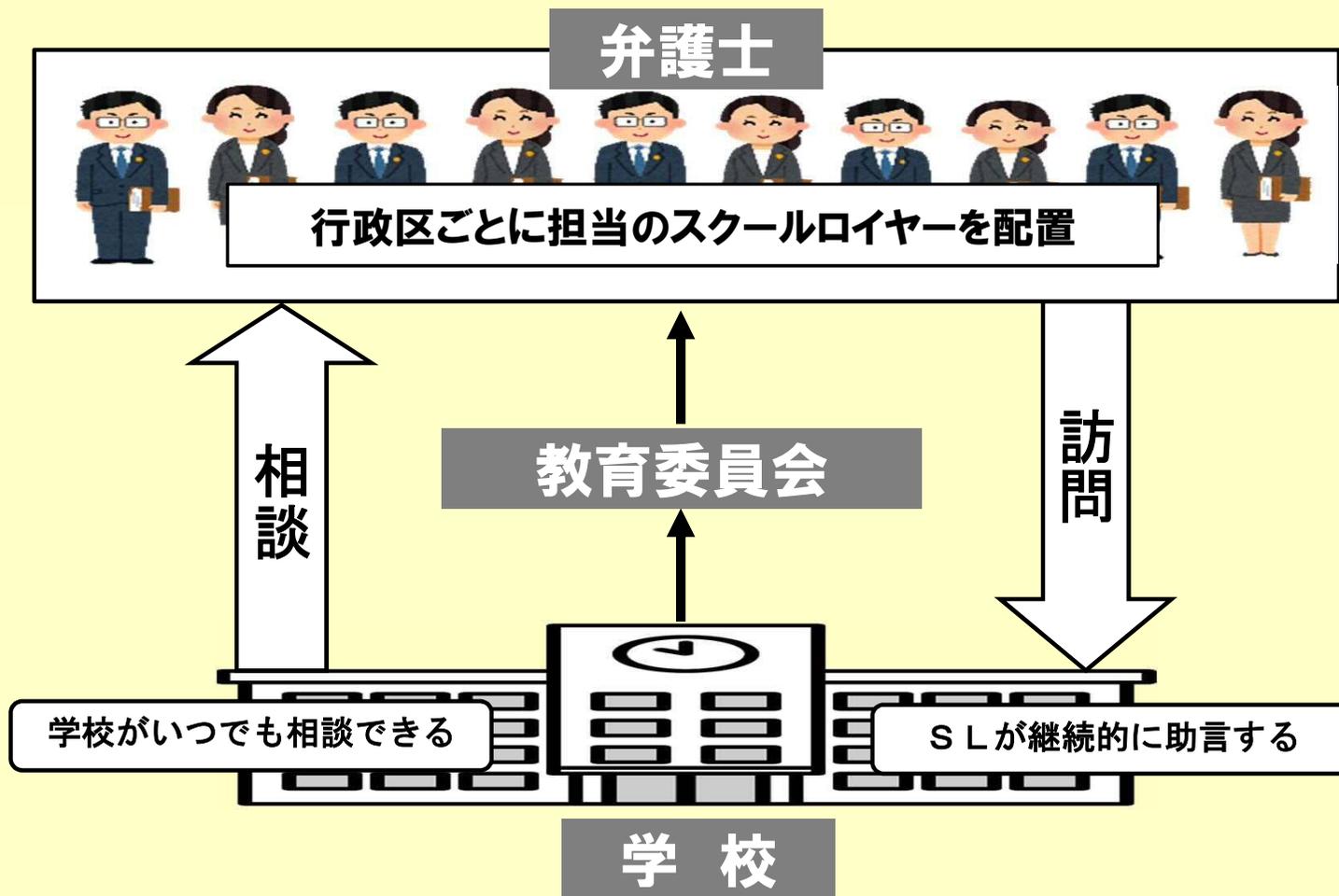
訪問



学校

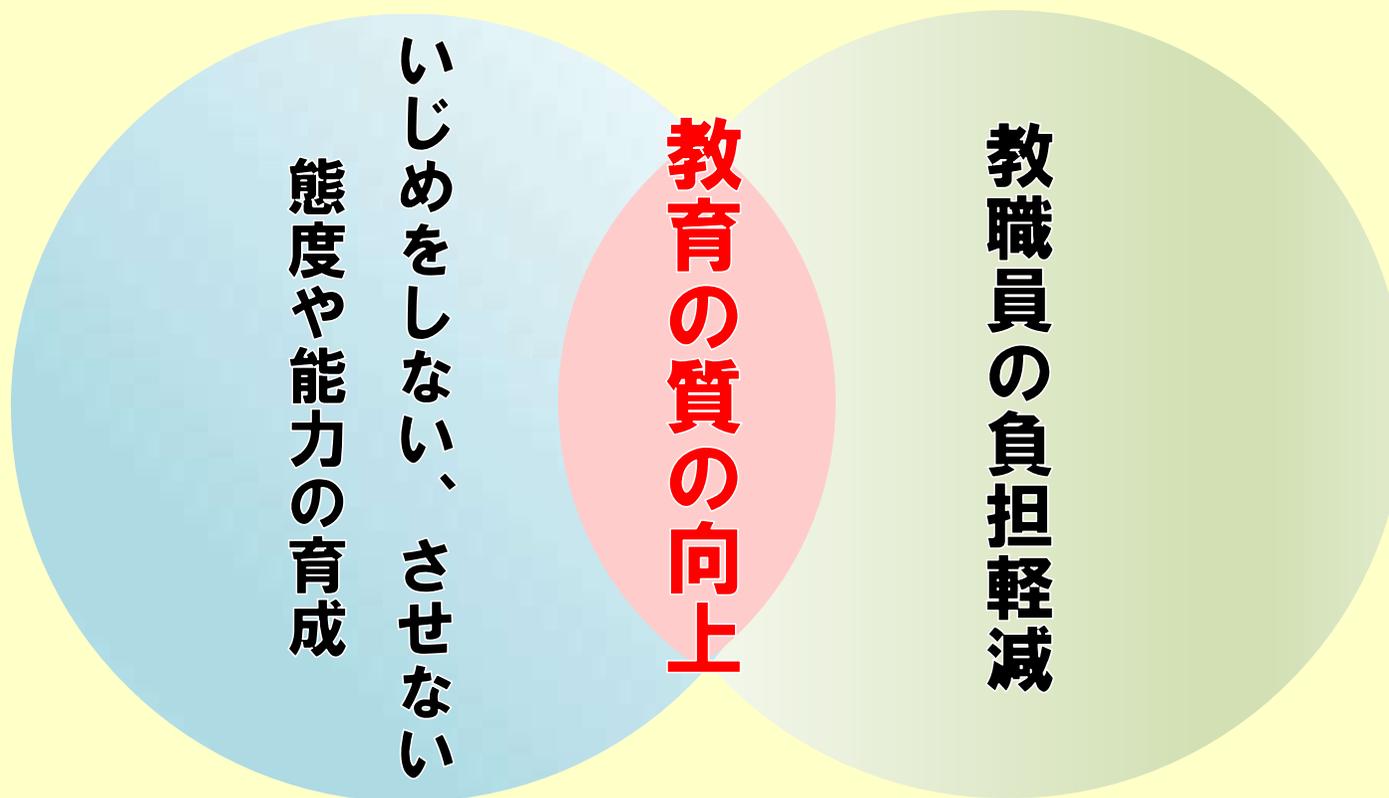
スクールロイヤーが学校の様々な対応が法的に適切であるかどうかを確認します。また、学校の指導や支援方針のプランニング、保護者への説明等に対して適切な指導・助言を行います。

スクールロイヤーによる相談体制



スクールロイヤーの導入により期待できる効果

子どもの最善の利益



議題1終了